第〇章　屋外での物品の販売等の業務に関する事項

（屋外での物品の販売等の業務を行う際の留意事項）

第〇〇条　屋外において物品の販売等の業務を行う場合には、以下の事項に留意すること。

　⑴　裸火等の火気を使用する物品販売等の業務は行わないこと。

　⑵　給油又は注油等の業務、人や車両の通行及び火災時における顧客の避難経路に支障のない定められた場所（レイアウト図参照）で行うこと。

　⑶　給油又は注油や地下貯蔵タンクへの荷下ろし作業等の業務に支障のないように、物品の配置や移動等の管理を適切に実施すること。

　⑷　防火壁の周辺において、販売等の業務を行う場合は、防火壁の高さ以上に物品等を積み重ねないこと。

　⑸　消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所で行わないこと。